平成２６年（フ）第２５４号
高知市桜井町１丁目11番11号　エトワール桜井町405号
債務者　濱口　和大
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２２号
大分市大字奥田791番地の４、申立時の住所大分市大字迫658番地の１サニーハイツ丸山104
債務者　河村　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　敏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
福島市以下秘匿、従前の住所福島市成川字台田７－１　山手ホームズ５－102号室
債務者　佐藤　美香(昭和58年５月19日生)
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１９６号
埼玉県所沢市緑町４丁目46番25号　コーポ古谷103
債務者　矢野　憲保
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市緑町４丁目46番25号　コーポ古谷103
債務者　矢野　正子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５９号
埼玉県所沢市東所沢２丁目47番地の12　シルフィード東所沢305
債務者　上山　和男
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２６１号
大阪府枚方市宮之阪１丁目23番12―302号
債務者　ミネスポーツこと　根岸　伸行
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田　竜馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９８号
大阪市平野区瓜破東３丁目６番５号、前住所大阪市天王寺区大道１丁目９番11号
債務者　瀬戸　貞七
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６３号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目10番４号
債務者　カジュアルダイニングバー武野こと野村　武司
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　要介
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２５号
和歌山県海南市重根1177番地　重根ハイツ203号室
債務者　奈良岡靖子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３０号
和歌山県有田郡湯浅町大字青木308番地
債務者　ラーメンちえこと　桑原　由美
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
愛知県西尾市寺津町十三塚29番地４　Ｃａｓｐｉ103号室、前住所三重県いなべ市藤原町志礼石新田88番地４
債務者　涌井　祐輔
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
愛知県岡崎市竜美旭町７―15　ハイツ茜Ａ204、住民票上の住所愛知県岡崎市矢作町字下川成７番地
債務者　今井　靖子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅11棟508号、前住所愛知県高浜市神明町２丁目14番地４　ドミール神明101
債務者　清水龍男こと　韓　　龍男
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
愛知県高浜市碧海町４丁目６番地41　ハイツ王江302号
債務者　石川　幸太
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
和歌山市中88番地の25
債務者　島津　淳代
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係